

平成29年7月4日
水管理・国土保全局

国土交通省渇水対策本部の設置について ～渇水による影響を軽減するために～

国土交通省は平成29年7月5日、「国土交通省渇水対策本部」（本部長：石井啓一国土交通大臣）を設置します。

「国土交通省渇水対策本部」は、渇水対策を推進するため特別の必要があると国土交通大臣が認めた場合に設置します。

首都圏の水源地である利根川・荒川水系において1月～6月の降雨量が平年に比べて少なく、特に6月の降雨量が平年の3～5割程度と著しく少なかったことから、ダムの貯水量が低下しており、荒川においては7月5日9時より10%の取水制限を行うこととしています。

また、中部地方や中国・四国地方等においても既に取水制限を行っている河川もあり、今後の降雨状況によっては渇水の影響が拡大すると考えられることから、平成29年7月5日に「国土交通省渇水対策本部」を設置します。

今後は限られた水資源を有効に活用し、渇水による影響を低減させるため、広く節水へのご協力等をお願いしてまいります。また、全国の渇水状況については、引き続きとりまとめ、逐次発表するとともに、国土交通省ホームページに掲載します。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kassui/index.html>

<問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局

水資源部 水資源計画課 総合水資源管理戦略室

水循環推進調整官 加納（内線：31233）

電話：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8389 FAX：03-5253-1582

河川環境課 流水管理室 企画専門官 齋藤（内線：35472）

電話：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8449 FAX：03-5253-1603